

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2022年11月1日時点

～2022年11月30日

2022年12月1日～

目次（略）

第1条～54条 （略）

別記 （略）

料金表 通則 （略）

料金表 第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 基本料金

1 適用 （略）

2 料金額

2-1 回線使用料（基本料） （略）

目次（略）

第1条～54条 （略）

別記 （略）

料金表 通則 （略）

料金表 第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 基本料金

1 適用 （略）

2 料金額

2-1 回線使用料（基本料） （略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2022年11月1日時点

～2022年11月30日

2022年12月1日～

2-2 付加機能使用料

(1)(2)以外の付加機能に係るもの

区 分		単 位	料 金 額	
			臨時以外 のもの (月額)	臨時の もの (日額)
地域 指定 着信 課金 機能 (フリーダイヤル)	基本 機能	(略)	(略)	(略)
	追加 機能	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	待ち 合わせ 接続 機能	加 算 額 (1 接 続 先 ご とに)	1,500円 (1,650 円)	150円 (165円)
	(略)	(略)	(略)	(略)

2-2 付加機能使用料

(1)(2)以外の付加機能に係るもの

区 分		単 位	料 金 額	
			臨時以外 のもの (月額)	臨時の もの(日 額)
地域 指定 着信 課金 機能 (フリーダイヤル)	基本 機能	(略)	(略)	(略)
	追加 機能	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	待ち 合わせ 接続 機能	加 算 額 (1 接 続 先 ご とに)	1,500円 (1,650 円)	150円 (165円)
	(略)	(略)	(略)	(略)

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2022年11月1日時点

～2022年11月30日

2022年12月1日～

迷惑電話おことり機能	迷惑電話を防止したい旨の申出があった契約者のために、登録応答装置(この機能を利用する契約回線の契約者が指定したフリーダイヤル通話の発信者に係る電気通信番号を登録し、その登録された電気通信番号からの以後の着信に対しておことりする旨の案内を自動的に行う装置をいいます。)を利用して提供する機能	加算額 (1着信課金番号ごとに)	1,000円 (1,100円)	——
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
エージェント管理機能	この機能を利用している利用回線(TCP/IPを利用したインターネット網に係るものに限ります。)から通知された受付状況に関する情報を管理し、接続可能である旨の情報が通知されている場合にのみ、その利用回線にフリーダイヤル通話を接続する機能	加算額 (1接続先ごとに)	1,000円 (1,100円)	100円 (110円)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 地域指定着信課金機能には、次の種類があります。(ただし、高度振り分け機能に係る地域指定着信課金機能については、(1)に限ります。)
 (1) 一般地域指定着信課金機能 ((2)、(3)及び(4)以外のものをいいます。)
 (2) 限度設定付地域指定着信課金機能(その契約回線へのフリ

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 地域指定着信課金機能には、次の種類があります。(ただし、高度振り分け機能に係る地域指定着信課金機能については、(1)に限ります。)
 (1) 一般地域指定着信課金機能 ((3)及び(4)以外のものをいいます。)
 (2) 削除

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2022年11月1日時点

～2022年11月30日

2022年12月1日～

フリーダイヤル通話の通話回数（最大999,999,999とします。）をあらかじめ指定することができ、指定した通話回数に達した後からそのフリーダイヤル通話ができなくなるもの）

(3) 発信者番号識別接続機能（その契約回線への接続を許容する電気通信番号（当社が別に定めるものに限り）を、当社が別に定める数の範囲内で、この機能を利用する契約者が設定する機能で、一般発信者番号識別接続機能とコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能があります。）

(4) 機能特定地域指定着信課金機能（その契約回線が利用可能な地域指定着信課金機能の追加機能を当社が別に定めるもの）

2 発信者番号識別接続機能を利用している契約回線の契約者は、その契約回線への接続を許容する電気通信番号を、当社が別に定める数の範囲内で、変更することが可能です。

3 発信者番号識別接続機能を利用している契約回線の契約者は、接続先変更機能、共通番号機能、広域迂回接続機能、待ち合わせ接続機能、接続先案内機能、着信分配機能、着信課金番号通知機能、迷惑電話おことわり機能、オリジナルガイダンス機能、独自ガイダンス登録機能、独自ガイダンス作成機能、緊急時迂回機能及び高度振り分け機能を利用することはできません。

4～10（略）

11 当社は、契約者から発信者番号識別接続機能の申出があったときは、基本機能の欄の規定にかかわらず、付加機能使用料（臨時のものを除きます。）の基本額の単位を「1の着信先ごとに」とし、その料金額を一般発信者番号識別接続機能の場合は100円（110円）とし、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能の場合はその支払いを要しません。この場合、契約者があらかじめ接続を許容する電気通信番号を指定しなかった場合、当該着信課金番号への接続は行いません。

12 コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能は1の利用回線ごとに当社が別に定める数の範囲内での申込とし、通話料金別表に規定する「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による

(3) 発信者番号識別接続機能（その契約回線への接続を許容する電気通信番号（当社が別に定めるものに限り）を、当社が別に定める数の範囲内で、この機能を利用する契約者が設定する機能で、一般発信者番号識別接続機能とコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能があります。）

(4) 機能特定地域指定着信課金機能（その契約回線が利用可能な地域指定着信課金機能の追加機能を当社が別に定めるもの）

2 発信者番号識別接続機能を利用している契約回線の契約者は、その契約回線への接続を許容する電気通信番号を、当社が別に定める数の範囲内で、変更することが可能です。

3 発信者番号識別接続機能を利用している契約回線の契約者は、接続先変更機能、共通番号機能、広域迂回接続機能、待ち合わせ接続機能、接続先案内機能、着信分配機能、着信課金番号通知機能、オリジナルガイダンス機能、独自ガイダンス登録機能、独自ガイダンス作成機能、緊急時迂回機能及び高度振り分け機能を利用することはできません。

4～10（略）

11 当社は、契約者から発信者番号識別接続機能の申出があったときは、基本機能の欄の規定にかかわらず、付加機能使用料（臨時のものを除きます。）の基本額の単位を「1の着信先ごとに」とし、その料金額を一般発信者番号識別接続機能の場合は100円（110円）とし、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能の場合はその支払いを要しません。この場合、契約者があらかじめ接続を許容する電気通信番号を指定しなかった場合、当該着信課金番号への接続は行いません。

12 コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能は1の利用回線ごとに当社が別に定める数の範囲内での申込とし、通話料金別表に規定する「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2022年11月1日時点

～2022年11月30日

2022年12月1日～

通話料金の月極割引Ⅱ」、「携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴのモバイル適用」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」又は「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」と同時に申込があった場合に限り承諾します。

ただし、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴのモバイル適用」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」又は「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」の廃止があったときは、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能を廃止します。

13 当社は、契約者から請求があったときは、携帯電話設備又はPHS設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。

14 7、8、12の規定に関わらず、発信者番号識別接続機能の契約者は、接続を許容する電気通信番号として選択しなかった番号からの、当該着信課金番号への接続は行いません。

15 契約者（発信者番号識別接続機能の契約者を除きます。）は、地域指定着信課金機能により通話料金をその契約者に課金することを許容する地域を当社が別に定めるところに従って指定していただきます。この場合、指定することができる地域数は、当社が別に定める数の範囲内とします。

16 [限度設定付地域指定着信課金機能を利用する場合において、](#)

通話料金の月極割引Ⅱ」、「携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴのモバイル適用」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」又は「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」と同時に申込があった場合に限り承諾します。

ただし、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴのモバイル適用」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」又は「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」の廃止があったときは、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能を廃止します。

13 当社は、契約者から請求があったときは、携帯電話設備又はPHS設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。

14 7、8、12の規定に関わらず、発信者番号識別接続機能の契約者は、接続を許容する電気通信番号として選択しなかった番号からの、当該着信課金番号への接続は行いません。

15 契約者（発信者番号識別接続機能の契約者を除きます。）は、地域指定着信課金機能により通話料金をその契約者に課金することを許容する地域を当社が別に定めるところに従って指定していただきます。この場合、指定することができる地域数は、当社が別に定める数の範囲内とします。

16 [削除](#)

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2022年11月1日時点

～2022年11月30日

2022年12月1日～

当社は、指定された通話回数に達した後からその指定が解除されるまでの間に、その契約回線へのフリーダイヤル通話の発信者に対して、通話を行うことができない旨の案内を行います。

17 当社は、この機能を利用する契約者に係る着信課金番号について、協定事業者から請求があったときは、協定事業者に通知することがあります。

18 共通番号機能において1の着信課金番号によるフリーダイヤル通話の着信先として指定することができる着信先の数及び着信分配機能において通話の着信先として指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。

19～23 (略)

24 待ち合わせ接続機能において、同時に待ち合せをすることができる数は当社が別に定める範囲内とし、保留時間は1分を単位として5分以内とします。

25 迷惑電話おことわり機能において、契約者は、1の着信課金番号ごとに1の登録応答装置を利用していただきます。

ただし、接続先変更機能（受付先変更）又は広域迂回接続機能を利用する場合は、着信先ごとに1の登録応答装置を利用していただきます。

26 迷惑電話おことわり機能に係る1の登録応答装置を利用する契約回線が複数ある場合は、そのいずれか1の契約回線により登録された電気通信番号からの通話が同一の登録応答装置を利用する他の契約回線に着信する場合であっても、おことわりする旨の案内により応答します。

27 迷惑電話おことわり機能は、1の着信課金番号により接続できる通話先の中に発信が可能な加入電話等設備が含まれていなければ機能しません。

28 迷惑電話おことわり機能において、登録可能な電気通信番号数は、30以内とします。

29 迷惑電話おことわり機能において、登録可能な電気通信番号数を超えて登録しようとするときは、登録されている電気通信番号のうち最初に登録されたものから順に消去して登録します。

30 迷惑電話おことわり機能において、当社は、現に登録中の電

17 当社は、この機能を利用する契約者に係る着信課金番号について、協定事業者から請求があったときは、協定事業者に通知することがあります。

18 共通番号機能において1の着信課金番号によるフリーダイヤル通話の着信先として指定することができる着信先の数及び着信分配機能において通話の着信先として指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。

19～23 (略)

24 待ち合わせ接続機能において、同時に待ち合せをすることができる数は当社が別に定める範囲内とし、保留時間は1分を単位として5分以内とします。

25 削除

26 削除

27 削除

28 削除

29 削除

30 削除

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2022年11月1日時点

～2022年11月30日

2022年12月1日～

気通信番号に係る利用回線等からの着信に対しておことわりする旨を案内する通話について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。

31 迷惑電話おことわり機能において、登録された電気通信番号に係る利用回線等からこの機能を利用する契約回線へ着信課金番号により行う通話に関する料金については、支払いを要しません。

32 迷惑電話おことわり機能において、当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の番号を消去することがあります。

33 当社は、迷惑電話おことわり機能を利用している電話等サービス契約について、電話等利用権の譲渡があったときは、その迷惑電話おことわり機能を廃止します。

34 迷惑電話おことわり機能において、当社は、現に登録中の電気通信番号に係る利用回線等からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

35～52 (略)

53 エージェント管理機能を利用している利用回線から、その利用回線が接続不可である旨の情報が通知されている場合は、その利用回線が通話中にあるものとして取り扱います。

54 エージェント管理機能を利用している利用回線へのフリーダイヤル通話については、その通話の際に発信者から通知された情報などをその利用回線に通知します。この場合、当社は、発信者から通知された情報等を通知することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

55～57 (略)

58 他社直収電話等付加機能利用契約者は、着信課金番号通知機能、迷惑電話おことわり機能を利用することはできません。

59 当社は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号接続機能において、その機能に係る料金の月間累計額が3料金月連続して発生していないことを当社が確認した場合、当社より付与しているコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係る着信課金番号について、その付与を取りやめる場合があります。

31 削除

32 削除

33 削除

34 削除

35～52 (略)

53 削除

54 削除

55～57 (略)

58 他社直収電話等付加機能利用契約者は、着信課金番号通知機能を利用することはできません。

59 当社は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号接続機能において、その機能に係る料金の月間累計額が3料金月連続して発生していないことを当社が確認した場合、当社より付与しているコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係る着信課金番号について、その付与を取りやめる場合があります。

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2022年11月1日時点

～2022年11月30日

2022年12月1日～

す。

60 (略)

61 当社は、59の規定によりコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係る着信課金番号について、その付与が取りやめとなっている電話等利用契約者から申出があった場合、当社よりコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るあらたな着信課金番号を付与することとします。

ただし、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、着信課金番号の付与に期間を要することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

62 この機能を利用する契約回線が、IP通信網サービス利用回線である場合は、限度設定付地域指定着信課金機能、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能、着信課金番号通知機能及び迷惑電話おことわり機能を利用することはできません。

63 当社は、契約者から申出があり、かつ、その申出に係る契約回線が、当社が別に定める条件を満たす場合には、基本機能の欄の規定に係らず、付加機能使用料（臨時のものを除きます。）の基本額の単位を「1の着信課金番号ごとに」とし、その料金額を1,000円(1,100円)とします。この場合、当社はその付加機能使用料の基本額を地域指定着信課金機能を利用している契約者があらかじめ指定する1の契約回線（その着信課金番号に係るものに限り）に請求し、その支払いを要するものをその契約回線の契約者としてします。

64 当社は、契約者が通話料金別表に規定する「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」と同時に申込を行い、かつ、携帯電話設備又はPHS設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行う場合に限り、63の規定を承諾します。

65 前項の契約者は、限度設定付地域指定着信課金機能、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能、機能特定地域指定着信課金機能、待ち合わせ接続機能、接続先案内機能、着信番号通知機能、迷惑電話お断り機能、オリジナルガイダンス機能、独自ガイダンス登録機能、独自ガイダンス作成機能、緊急時迂回機能及び高度振り分け機能を利用することはできません。

60 (略)

61 当社は、59の規定によりコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係る着信課金番号について、その付与が取りやめとなっている電話等利用契約者から申出があった場合、当社よりコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るあらたな着信課金番号を付与することとします。

ただし、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、着信課金番号の付与に期間を要することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

62 この機能を利用する契約回線が、IP通信網サービス利用回線である場合は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能及び着信課金番号通知機能を利用することはできません。

63 当社は、契約者から申出があり、かつ、その申出に係る契約回線が、当社が別に定める条件を満たす場合には、基本機能の欄の規定に係らず、付加機能使用料（臨時のものを除きます。）の基本額の単位を「1の着信課金番号ごとに」とし、その料金額を1,000円(1,100円)とします。この場合、当社はその付加機能使用料の基本額を地域指定着信課金機能を利用している契約者があらかじめ指定する1の契約回線（その着信課金番号に係るものに限り）に請求し、その支払いを要するものをその契約回線の契約者としてします。

64 当社は、契約者が通話料金別表に規定する「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」と同時に申込を行い、かつ、携帯電話設備又はPHS設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行う場合に限り、63の規定を承諾します。

65 前項の契約者は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能、機能特定地域指定着信課金機能、待ち合わせ接続機能、接続先案内機能、着信番号通知機能、オリジナルガイダンス機能、独自ガイダンス登録機能、独自ガイダンス作成機能、緊急時迂回機能及び高度振り分け機能を利用することはできません。

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2022年11月1日時点

～2022年11月30日

2022年12月1日～

66 64、65の規定を満たさなくなったときは、当社は63に規定する基本額の取扱いを廃止します。

67 当社は、契約者から機能特定地域指定着信課金機能の申出があったときは、基本機能の欄の規定にかかわらず、付加機能使用料（臨時のものを除きます。）の基本額を300円（330円）とします。

68 機能特定地域指定着信課金機能は、通話料金別表に規定する「全時間帯における区域内通話の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引」（ただし、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」はお申しいただけません。）並びに「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」と同時に申込があったときに限り承諾します。

69 削除

70 機能特定地指定着信課金機能の契約者は、携帯電話設備又はPHS設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行うことを要します。

71 68、70の規定を満たさなくなったときは、機能特定地域指定着信課金機能を廃止します。

72～84 （略）

85 接続先情報通知機能及びエージェント機能は、この各機能を利用する契約者が利用回線、IP通信網サービス利用回線（「COTOHA Call Centerサービス」契約約款及びCOTOHA Voice DX Basicサービス契約約款に係るものを除きます。）又は他社直収電話等利用回線を利用している場合に限り提供します。

（注1） 1の(3)及び2に規定する当社が別に定める数は一般発信者番号識別接続機能については10、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能のうち「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」、又は「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴのモバイル適用」と同時に申込のあったものについては3（但し、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」と同時に申込があ

66 64、65の規定を満たさなくなったときは、当社は63に規定する基本額の取扱いを廃止します。

67 当社は、契約者から機能特定地域指定着信課金機能の申出があったときは、基本機能の欄の規定にかかわらず、付加機能使用料（臨時のものを除きます。）の基本額を300円（330円）とします。

68 機能特定地域指定着信課金機能は、通話料金別表に規定する「全時間帯における区域内通話の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引」（ただし、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」はお申しいただけません。）並びに「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」と同時に申込があったときに限り承諾します。

69 削除

70 機能特定地指定着信課金機能の契約者は、携帯電話設備又はPHS設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行うことを要します。

71 68、70の規定を満たさなくなったときは、機能特定地域指定着信課金機能を廃止します。

72～84 （略）

85 接続先情報通知機能を利用する契約者が利用回線、IP通信網サービス利用回線（「COTOHA Call Centerサービス」契約約款及びCOTOHA Voice DX Basicサービス契約約款に係るものを除きます。）又は他社直収電話等利用回線を利用している場合に限り提供します。

（注1） 1の(3)及び2に規定する当社が別に定める数は一般発信者番号識別接続機能については10、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能のうち「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」、又は「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴのモバイル適用」と同時に申込のあったものについては3（但し、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」と同時に申込があり、その割引選択

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2022年11月1日時点

～2022年11月30日

2022年12月1日～

り、その割引選択回線が2以上の場合は10とします。)(電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号に限ります。)、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能のうち、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」と同時に申込のあったものについては10(電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号に限ります。)とします。

(注2) 12に規定する当社が別に定める数はコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能のうち、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」(通話料金別表におけるこの月極割引の(2)ウの(オ)に規定する場合を除きます。)と同時に申込のあったものについて5とし、このとき12に規定する利用回線を割引選択回線群(この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群であって、この月極割引の定義等に準じます。)と読み替えます。

ただし、その他の月極割引と同時に申込のあったものについては1とします。(但し、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」と同時に申込があったものについては、当社が別に定める場合は5とします。)

(注3) 1の(3)に規定する当社が別に定めるものは、高度振り分け機能を同時に利用していない場合は契約回線に係る電話番号、契約者回線番号又は追加番号、高度振り分け機能を同時に利用している場合、及び発信者番号識別接続機能を利用している場合は、契約回線に係る電話番号又は契約者回線番号とします。

(注4) 1の(4)に規定する当社が別に定めるものは、接続先変更機能、共通番号機能、広域迂回接続機能、着信分配機能とします。

回線が2以上の場合は10とします。)(電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号に限ります。)、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能のうち、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」と同時に申込のあったものについては10(電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号に限ります。)とします。

(注2) 12に規定する当社が別に定める数はコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能のうち、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」(通話料金別表におけるこの月極割引の(2)ウの(オ)に規定する場合を除きます。)と同時に申込のあったものについて5とし、このとき12に規定する利用回線を割引選択回線群(この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群であって、この月極割引の定義等に準じます。)と読み替えます。

ただし、その他の月極割引と同時に申込のあったものについては1とします。(但し、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」と同時に申込があったものについては、当社が別に定める場合は5とします。)

(注3) 1の(3)に規定する当社が別に定めるものは、高度振り分け機能を同時に利用していない場合は契約回線に係る電話番号、契約者回線番号又は追加番号、高度振り分け機能を同時に利用している場合、及び発信者番号識別接続機能を利用している場合は、契約回線に係る電話番号又は契約者回線番号とします。

(注4) 1の(4)に規定する当社が別に定めるものは、接続先変更機能、共通番号機能、広域迂回接続機能、着信分配機能とします。

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2022年11月1日時点

～2022年11月30日

2022年12月1日～

		<p>(注5) 18に規定する当社が別に定める数は、10,000、着信分配機能の場合は500とします。</p> <p>(注6)～(注9) (略)</p> <p>(注10) <u>着信分配機能を同一に利用する契約回線であって迷惑電話おことわり機能を利用する契約回線が複数ある場合には、そのいずれか1の契約回線により登録された電気通信番号からの通話が同一の着信分配機能を利用する他の契約回線(迷惑電話おことわり機能を利用しているものに限ります。)に着信する場合であっても、おことわりする旨の案内により応答します。</u></p> <p>(注11)～(注18) (略)。</p> <p>(注19) 35に規定する当社が別に定めるものは、次の機能に関わるガイダンスとします。発信端末拒否機能、発信地域指定機能、<u>通話料設定機能</u>、発信地域ルーティング機能、発信電話番号ルーティング機能、発信局番ルーティング機能、発信端末ルーティング機能、PB入力指示ルーティング機能、音声プロンプトルーティング機能、話中時ガイダンス機能、無応答時ガイダンス機能、話中時待ち合わせ機能、時間外ガイダンス機能、<u>迷惑お断り機能</u>、ウイスペーパー機能、メッセージ蓄積機能及びSMS送信機能</p> <p>(注20)～ (略)</p>						<p>(注5) 18に規定する当社が別に定める数は、10,000、着信分配機能の場合は500とします。</p> <p>(注6)～(注9) (略)</p> <p>(注10) <u>削除</u></p> <p>(注11)～(注18) (略)。</p> <p>(注19) 35に規定する当社が別に定めるものは、次の機能に関わるガイダンスとします。発信端末拒否機能、発信地域指定機能、発信地域ルーティング機能、発信電話番号ルーティング機能、発信局番ルーティング機能、発信端末ルーティング機能、PB入力指示ルーティング機能、音声プロンプトルーティング機能、話中時ガイダンス機能、無応答時ガイダンス機能、<u>迷惑お断り機能</u>、ウイスペーパー機能、メッセージ蓄積機能及びSMS送信機能</p> <p>(注20)～ (略)</p>			
信機能	(ナビダイヤル) 地域指定特定番号着	(略)				(略)					
	基本機能	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
信機能	(ナビダイヤル) 地域指定特定番号着	(略)				(略)					
	基本機能	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
信機能	(ナビダイヤル) 地域指定特定番号着	(略)				(略)					
	追加機能	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2022年11月1日時点

～2022年11月30日

2022年12月1日～

料金指定機能

ナビダイヤル通話に関する料金のうち、そのナビダイヤル通話の発信に係る利用回線、携帯利用回線及び固定端末系伝送路設備に係る電話等利用契約者がその利用回線、携帯利用回線及び固定端末系伝送路設備からこの機能を利用する契約者があらかじめ指定する通話地域間距離の通話又は単位通話時間を行ったとみなした場合に適用される通話に関する料金の額と同額については、その支払いを要する者を発信に係る利用回線の電話等利用契約者としてその電話等利用契約者に課金し、そのナビダイヤル通話に関する料金から発信に係る利用回線の電話等利用契約者が支払うこととなる通話に関する料金を差し引いて残額があるときは、その残額について、その支払いを要する者をこの機能を利用する契約回線の契約者としてその契約者に課金する機能

加算額
(1 特定着信番号ごとに)

3,000円
(3,300円)
300円
(330円)

料金指定機能

ナビダイヤル通話に関する料金のうち、そのナビダイヤル通話の発信に係る利用回線、携帯利用回線及び固定端末系伝送路設備に係る電話等利用契約者がその利用回線、携帯利用回線及び固定端末系伝送路設備からこの機能を利用する契約者があらかじめ指定する通話地域間距離の通話又は単位通話時間を行ったとみなした場合に適用される通話に関する料金の額と同額については、その支払いを要する者を発信に係る利用回線の電話等利用契約者としてその電話等利用契約者に課金し、そのナビダイヤル通話に関する料金から発信に係る利用回線の電話等利用契約者が支払うこととなる通話に関する料金を差し引いて残額があるときは、その残額について、その支払いを要する者をこの機能を利用する契約回線の契約者としてその契約者に課金する機能

加算額
(1 特定着信番号ごとに)

3,000円
(3,300円)
300円
(330円)

迂回時差額負担機能

接続先変更機能（受付先変更）又は話中時迂回接続機能を利用して接続されたナビダイヤル通話に関する料金のうち、その通話の発信に係る利用回線又は固定端末系

加算額
(1 特定着信番号ごとに)

3,000円
(3,300円)
300円
(330円)

迂回時差額負担機能

接続先変更機能（受付先変更）又は話中時迂回接続機能を利用して接続されたナビダイヤル通話に関する料金のうち、その通話の発信に係る利用回線又は固定端末系

加算額
(1 特定着信番号ごとに)

3,000円
(3,300円)
300円
(330円)

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2022年11月1日時点

～2022年11月30日

2022年12月1日～

	伝送路設備に係る電話等利用契約者がその利用回線又は固定端末系伝送路設備からこの機能を利用する契約回線までの通話を行ったとみなした場合に適用される通話に関する料金の額と同額については、その支払いを要する者を発信に係る利用回線の電話等利用契約者としてその電話等利用契約者に課金し、そのナビダイヤル通話に関する料金から発信に係る利用回線の電話等利用契約者が支払うこととなる通話に関する料金を差し引いて残額があるときは、その残額について、その支払いを要する者をこの機能を利用する契約回線の契約者としてその契約者に課金する機能			
条件付着信課金機能	接続先変更機能（受付先変更）又は話中時迂回接続機能を利用して接続されたナビダイヤル通話に関する料金について、その支払いを要する者をこの機能を利用する契約回線の契約者としてその契約者に課金する機能	加算額 （1 特定着信番号ごとに）	3,000円 （3,300円）	300円 （330円）
全国一律	この機能を利用するIP通信網サービス利用回線に着信するナビダイヤル通話に	1 特定着信番号ごと	—	—

	伝送路設備に係る電話等利用契約者がその利用回線又は固定端末系伝送路設備からこの機能を利用する契約回線までの通話を行ったとみなした場合に適用される通話に関する料金の額と同額については、その支払いを要する者を発信に係る利用回線の電話等利用契約者としてその電話等利用契約者に課金し、そのナビダイヤル通話に関する料金から発信に係る利用回線の電話等利用契約者が支払うこととなる通話に関する料金を差し引いて残額があるときは、その残額について、その支払いを要する者をこの機能を利用する契約回線の契約者としてその契約者に課金する機能			
条件付着信課金機能	接続先変更機能（受付先変更）又は話中時迂回接続機能を利用して接続されたナビダイヤル通話に関する料金について、その支払いを要する者をこの機能を利用する契約回線の契約者としてその契約者に課金する機能	加算額 （1 特定着信番号ごとに）	3,000円 （3,300円）	300円 （330円）
全国一律	この機能を利用するIP通信網サービス利用回線に着信するナビダイヤル通話に	1 特定着信番号ごと	—	—

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2022年11月1日時点

～2022年11月30日

2022年12月1日～

	について、距離段階によらない料金をそのナビダイヤル通話の発信に係る利用回線の電話利用契約者へ課金する機能	に		
()	(略)	(略)	(略)	(略)
エー ジ エ ン ト 管 理 機 能	この機能を利用している利用回線(TCP/IPを利用したインターネット網に係るものに限ります。) から通知された受付状況に関する情報を管理し、接続可能である旨の情報が通知されている場合にのみ、その利用回線にナビダイヤル通話を接続する機能	加算額 (1接続先ごとに)	1,000円 (1,100円)	100円 (110円)
()	(略)	(略)	(略)	(略)
待 ち 合 わ せ 接 続 機 能	この機能を利用する契約回線が通話中の場合に、他からのナビダイヤル通話(PHS設備、他社直加入電話等設備及び固定端末系伝送路設備に係る他社通話に伴って行われる通話並びにIP電話設備から行う通話を除きます。)をあらかじめ指定された時間保留し、その間に通話ができる状態になったとき、その着信に回答し、接続できるようにする機能	加算額 (1接続先ごとに)	1,500円 (1,650円)	150円 (165円)
()	(略)	(略)	(略)	(略)

	について、距離段階によらない料金をそのナビダイヤル通話の発信に係る利用回線の電話利用契約者へ課金する機能	に		
()	(略)	(略)	(略)	(略)
()	(略)	(略)	(略)	(略)
待 ち 合 わ せ 接 続 機 能	この機能を利用する契約回線が通話中の場合に、他からのナビダイヤル通話(PHS設備、他社直加入電話等設備及び固定端末系伝送路設備に係る他社通話に伴って行われる通話並びにIP電話設備から行う通話を除きます。)をあらかじめ指定された時間保留し、その間に通話ができる状態になったとき、その着信に回答し、接続できるようにする機能	加算額 (1接続先ごとに)	1,500円 (1,650円)	150円 (165円)
()	(略)	(略)	(略)	(略)

備 1～7 (略)

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2022年11月1日時点

～2022年11月30日

2022年12月1日～

備

- 1～7 (略)
- 8 料金指定機能又は迂回時差額負担機能において、ナビダイヤル通話の発信に係る利用回線の電話等利用契約者が支払うこととなる料金がそのナビダイヤル通話に関する料金の額を上回る場合は、そのナビダイヤル通話の発信に係る利用回線の電話等利用契約者が支払うこととなる通話に関する料金は、そのナビダイヤル通話に関する料金とします。
- 9 当社は、迂回時差額負担機能提供の申出があったときは、その契約回線が接続先変更機能（受付先変更）又は広域迂回接続機能を利用している場合に限り提供します。
- 10～14 (略)
- 15 全国一律課金機能には次の種類があります。
- (1) タイプ1 タイプ2以外のもの。この場合、物理番号着信拒否機能を同時に利用するものとします。
- (2) タイプ2 当社が別に定める全ての場所にこの機能を利用するIP通信網サービス利用回線が存在し、これらのIP通信網サービス利用回線毎に接続するものとします。
- 16～17 (略)
- 18 迂回時差額負担機能は、16の規定のうち別記10の2に係る携帯電話設備、PHS設備及び衛星自動車携帯電話からのナビダイヤル通話、IP電話設備（電気通信番号規則第10条第1項第2号に定める電気通信番号を利用するものに限り、）、公衆電話設備若しくは加入電話等設備（特定協定事業者が提供する硬貨収納等信号送出機能を利用している場合に限り、）からのナビダイヤル通話には、利用できません。
- 19 条件付着信課金機能は、16の規定のうち別記10に係る加入電話等契約に限り利用できます。
- 20 削除
- 21 全国一律課金機能は、この機能を利用する契約者がIP通信網サービス利用回線（第6種シェアードIP-PBXサービスに係るものに限り、）を利用している場合に限り提供します。
- 22 料金指定機能、迂回時差額負担機能及び条件付着信課金機能は、全国一律課金機能を利用している契約回線へのナビダイヤル通話には、利用できません。

- 8 料金指定機能又は迂回時差額負担機能において、ナビダイヤル通話の発信に係る利用回線の電話等利用契約者が支払うこととなる料金がそのナビダイヤル通話に関する料金の額を上回る場合は、そのナビダイヤル通話の発信に係る利用回線の電話等利用契約者が支払うこととなる通話に関する料金は、そのナビダイヤル通話に関する料金とします。
- 9 当社は、迂回時差額負担機能提供の申出があったときは、その契約回線が接続先変更機能（受付先変更）又は広域迂回接続機能を利用している場合に限り提供します。
- 10～14 (略)
- 15 全国一律課金機能には次の種類があります。
- (1) タイプ1 タイプ2以外のもの。この場合、物理番号着信拒否機能を同時に利用するものとします。
- (2) タイプ2 当社が別に定める全ての場所にこの機能を利用するIP通信網サービス利用回線が存在し、これらのIP通信網サービス利用回線毎に接続するものとします。
- 16～17 (略)
- 18 迂回時差額負担機能は、16の規定のうち別記10の2に係る携帯電話設備、PHS設備及び衛星自動車携帯電話からのナビダイヤル通話、IP電話設備（電気通信番号規則第10条第1項第2号に定める電気通信番号を利用するものに限り、）、公衆電話設備若しくは加入電話等設備（特定協定事業者が提供する硬貨収納等信号送出機能を利用している場合に限り、）からのナビダイヤル通話には、利用できません。
- 19 条件付着信課金機能は、16の規定のうち別記10に係る加入電話等契約に限り利用できます。
- 20 削除
- 21 全国一律課金機能は、この機能を利用する契約者がIP通信網サービス利用回線（第6種シェアードIP-PBXサービスに係るものに限り、）を利用している場合に限り提供します。
- 22 料金指定機能、迂回時差額負担機能及び条件付着信課金機能は、全国一律課金機能を利用している契約回線へのナビダイヤル通話には、利用できません。

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2022年11月1日時点

～2022年11月30日

2022年12月1日～

23 当社は、高度振り分け機能を利用している契約回線の契約者から高度振り分け機能を廃止したい旨の申出があった場合は、その特定着信番号を変更します。

24 条件付着信課金機能を利用している契約回線の契約者は、高度振り分け機能、待ち合わせ接続機能、迷惑電話お断り機能、接続先情報通知機能及び迂回時差額負担機能を利用することはできません。

25 高度振り分け機能を利用する契約者は、あらかじめ当社が別に定める振り分け方法の中から選択していただきます。

26 複数の着信先を1の着信先グループとして取り扱うことができます。この場合、そのグループにナビダイヤル通話の着信があったときは、当社が別に定める方法からあらかじめ契約者が指定した順序に従い、そのナビダイヤル通話を振り分け、着信先に接続します。

27 26において、1の着信先グループとして指定できる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。

28～32 (略)

33 エージェント管理機能を利用している利用回線から、その利用回線が接続不可である旨の情報が通知されている場合は、その利用回線が通話中にあるものとして取り扱います。

34 エージェント管理機能を利用している利用回線へのナビダイヤル通話については、その通話の際に発信者から通知された情報などをその利用回線に通知します。この場合、当社は、発信者から通知された情報等を通知することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

35 ～36 (略)

37 この機能を利用する契約回線が、IP通信網サービス利用回線(当社に係わるものであって電気通信番号規則第10条第1項第2号に定める電気通信番号を利用するものに限り)である場合は、料金指定機能、迂回時差額負担機能、条件付着信課金機能、オリジナルガイダンス機能(ガイダンスの一部を変更する機能のものに限る)、独自ガイダンス作成機能、全国一律課金機能を利用することは出来ません。

38 (略)

39 料金指定機能は、16の規定のうち携帯電話等契約に係るPH

23 当社は、高度振り分け機能を利用している契約回線の契約者から高度振り分け機能を廃止したい旨の申出があった場合は、その特定着信番号を変更します。

24 条件付着信課金機能を利用している契約回線の契約者は、高度振り分け機能、待ち合わせ接続機能、迷惑電話お断り機能、接続先情報通知機能及び迂回時差額負担機能を利用することはできません。

25 高度振り分け機能を利用する契約者は、あらかじめ当社が別に定める振り分け方法の中から選択していただきます。

26 複数の着信先を1の着信先グループとして取り扱うことができます。この場合、そのグループにナビダイヤル通話の着信があったときは、当社が別に定める方法からあらかじめ契約者が指定した順序に従い、そのナビダイヤル通話を振り分け、着信先に接続します。

27 26において、1の着信先グループとして指定できる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。

28～32 (略)

33 削除

34 削除

35 ～36 (略)

37 この機能を利用する契約回線が、IP通信網サービス利用回線(当社に係わるものであって電気通信番号規則第10条第1項第2号に定める電気通信番号を利用するものに限り)である場合は、料金指定機能、迂回時差額負担機能、条件付着信課金機能、オリジナルガイダンス機能(ガイダンスの一部を変更する機能のものに限る)、独自ガイダンス作成機能、全国一律課金機能を利用することは出来ません。

38 (略)

39 料金指定機能は、16の規定のうち携帯電話等契約に係るPH

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2022年11月1日時点

～2022年11月30日

2022年12月1日～

S設備のうち当社が別に定めるもので着信できるようになるナビダイヤル通話及びIP電話設備（電気通信番号規則第10条第1項第2号に定める電気通信番号を利用するものに限り、公衆電話設備、加入電話等設備（特定協定事業者が提供する硬貨収納等信号送出機能を利用している場合に限り）から行うナビダイヤル通話には、利用できません。

40 (略)

41 待ち合わせ接続機能において、同時に待ち合せをすることができる数は当社が別に定める範囲内とし、保留時間は1分を単位として5分以内とします。

42～47 (略)

48 料金指定機能を利用している契約回線の契約者は、迂回時差額負担機能及び条件付着信課金機能を利用することはできません。

49～50 (略)

51 接続先情報通知機能及びエージェント機能は、この各機能を利用する契約者が利用回線、IP通信網サービス利用回線（「COTOHA Call Centerサービス」契約約款及びCOTOHA Voice DX Basicサービス契約約款に係るものを除きます。）又は他社直収電話等利用回線を利用している場合に限り提供します。

（注1）5に規定する当社が別に定める数は10,000、着信分配機能の場合は500とします。

（注2）～（注5） (略)

（注6）15の(2)に規定する当社が別に定める場所は次に掲げるものとします。

東京都、札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、千葉市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

（注7）(略)

（注8）27に規定する当社が別に定める数は、500とします。

（注9）～（注11） (略)

（注12）10に規定する当社が別に定めるものは、次の機能に関わるガイダンスとします。発信端末拒否機能、発信地域指定機能、[通話料設定機能](#)、発信地域ルーティング機能、発信電話番号ルーティング機能、発信局番ルーティング機能、発信端末ル

S設備のうち当社が別に定めるもので着信できるようになるナビダイヤル通話及びIP電話設備（電気通信番号規則第10条第1項第2号に定める電気通信番号を利用するものに限り、公衆電話設備、加入電話等設備（特定協定事業者が提供する硬貨収納等信号送出機能を利用している場合に限り）から行うナビダイヤル通話には、利用できません。

40 (略)

41 待ち合わせ接続機能において、同時に待ち合せをすることができる数は当社が別に定める範囲内とし、保留時間は1分を単位として5分以内とします。

42～47 (略)

48 料金指定機能を利用している契約回線の契約者は、迂回時差額負担機能及び条件付着信課金機能を利用することはできません。

49～50 (略)

51 接続先情報通知機能を利用する契約者が利用回線、IP通信網サービス利用回線（「COTOHA Call Centerサービス」契約約款及びCOTOHA Voice DX Basicサービス契約約款に係るものを除きます。）又は他社直収電話等利用回線を利用している場合に限り提供します。

（注1）5に規定する当社が別に定める数は10,000、着信分配機能の場合は500とします。

（注2）～（注5） (略)

（注6）15の(2)に規定する当社が別に定める場所は次に掲げるものとします。

東京都、札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、千葉市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

（注7）(略)

（注8）27に規定する当社が別に定める数は、500とします。

（注9）～（注11） (略)

（注12）10に規定する当社が別に定めるものは、次の機能に関わるガイダンスとします。発信端末拒否機能、発信地域指定機能、発信地域ルーティング機能、発信電話番号ルーティング機能、発信局番ルーティング機能、発信端末ルーティング機能、PB入

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2022年11月1日時点

～2022年11月30日

2022年12月1日～

ーティング機能、PB入力指示ルーティング機能、音声プロンプトルーティング機能、話中時ガイダンス機能、無応答時ガイダンス機能、話中時待ち合わせ機能、時間外ガイダンス機能、接続案内ガイダンス機能、迷惑お断り機能、ウイスパー機能、メッセージ蓄積機能及びSMS送信機能

(注13)～(注15) 略

力指示ルーティング機能、音声プロンプトルーティング機能、話中時ガイダンス機能、無応答時ガイダンス機能、話中時待ち合わせ機能、時間外ガイダンス機能、接続案内ガイダンス機能、迷惑お断り機能、ウイスパー機能、メッセージ蓄積機能及びSMS送信機能

(注13)～(注15) 略

(2) 国際通話に係るもの(略)

2-3 (略)

第2 通話に関する料金(略)

第2表～第7表(略)

(2) 国際通話に係るもの(略)

2-3 (略)

第2 通話に関する料金(略)

第2表～第7表(略)

[附 則\(令和4年10月27日 CAS1サ第00977961号\)](#)

[\(実施期日\)](#)

[1 この改正規定は、令和4年12月1日から実施します。](#)

[\(経過措置\)](#)

[2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の追加機能に関する料金その他の提供条件については、なお従前のおりとしします。](#)

[3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。](#)

[4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。](#)